

手数料に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第15条及び第84条の規定に基づき、当社が徴収する手数料に関し、必要な事項を定める。

(清算手数料)

第2条 清算参加者は、清算手数料を、当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する清算手数料(月額)は、各清算参加者の次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める額とする。ただし、第7号については、指定証券金融会社である清算参加者に限り適用するものとする。

(1) 業務方法書第3条第2項第1号、第2号及び第11号に掲げる取引並びに第3号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買次のa及びbに掲げる有価証券について、当該a及びbに定める額の合計額

a 債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)以外の有価証券

次の(a)及び(b)に定める額の合計額

(a) 当社が当該月に引き受けた債務の額(当該取引に係る有価証券の数量に約定値段を乗じた額とする。)並びに当該月に業務方法書第3条第2項第3号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買代金(以下この(a)において「当該月の債務引受額等」という。)に万分の0.04を乗じた額。ただし、当該月の債務引受額等をすべての清算参加者について合算した額が40兆円を超える場合は、次のイからハまでに定める額の合計額とする。

イ 当該月の債務引受額等のうち1兆円以下の金額につき万分の0.04を乗じた額

ロ 当該月の債務引受額等のうち1兆円を超え3兆円以下の金額につき万分の0.04を乗じた額に0.97を乗じた額

ハ 当該月の債務引受額等のうち3兆円を超える金額につき万分の0.04を乗じた額に0.95を乗じた額

(b) 当社が当該月に引き受けた債務の件数並びに当該月に業務方法書第3条第2項第3号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買の件数(以下この(b)において「当該月の債務引受件数等」という。)に2円95銭を乗じた額。ただし、前(a)ただし書に規定する場合に該当した場合は、次のイからハまでに定める額の合計額とする。

- イ 当該月の債務引受件数等のうち50万件以下の件数につき2円95銭を乗じた額
- ロ 当該月の債務引受件数等のうち50万件を超え150万件以下の件数につき2円95銭を乗じた額に0.97を乗じた額
- ハ 当該月の債務引受件数等のうち150万件を超える件数につき2円95銭を乗じた額に0.95を乗じた額
- b 債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。以下このbにおいて同じ。）次の（a）及び（b）に定める額の合計額
 - （a）当社が当該月に引き受けた債務について、当該取引に係る債券の数量につき、額面（外貨建外国債券にあっては、当該指定市場開設者が指定する外国為替相場により売買額面総額を本邦通貨に換算した金額）100円につき4毛を乗じた額
 - （b）当社が当該月に引き受けた債務の件数に2円95銭を乗じた額
- （2）業務方法書第3条第2項第3号に掲げる取引
 - 次のa及びbに定める額の合計額
 - a 当社が当該月に引き受けた債務（指定市場開設者の定めるところによりギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者である清算参加者（当該注文執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。）においては業務方法書第46条の2の規定により消滅した債務を除き、清算執行取引参加者である清算参加者（当該清算執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。）においては同条の規定により新たに負担した債務を含む。以下第6号までにおいて同じ。）について、取引数量につき、1取引単位（指定市場開設者が定める取引単位をいう。以下同じ。）当たり10円を乗じた額
 - b 当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量に1取引単位当たり10円を乗じた額
- （3）業務方法書第3条第2項第4号に掲げる取引
 - 次のa及びbに掲げる取引について、当該a及びbに定める額の合計額
 - a 指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るラージ取引
 - 次の（a）及び（b）に定める額の合計額
 - （a）当社が当該月に引き受けた債務（当該月に終了する取引日におけるイブニング・セッション（指定市場開設者が定めるイブニング・セッションをいう。以下同じ。）において引き受けた債務を含み、当該月の翌月に終了する取引日におけるイブニング・セッションにおいて引き受けた債務を除く。以下第6号までにおいて同じ。）並びに当該月に業務方法書第3条第2項第5号に掲げる国債証券先物

- オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した国債証券先物取引について、取引数量につき、1取引単位当たり49円を乗じた額
- (b) 当該月における各限月取引の取引最終日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量に1取引単位当たり132円を乗じた額
- b 指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るミニ取引
次の(a)及び(b)に定める額の合計額
- (a) 当社が当該月に引き受けた債務について、取引数量につき、1取引単位当たり5円を乗じた額
- (b) 当該月における最終決済に係る数量に1取引単位当たり15円を乗じた額
- (4) 業務方法書第3条第2項第5号に掲げる取引
次のa及びbに定める額の合計額
- a 当社が当該月に引き受けた債務について、取引数量につき、1取引単位当たり10円を乗じた額
- b 当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量に1取引単位当たり10円を乗じた額
- (5) 業務方法書第3条第2項第6号に掲げる取引
次のa及びbに掲げる取引について、当該a及びbに定める額の合計額
- a 指定市場開設者が定める東証株価指数先物取引におけるラージ取引、東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引及び東証銀行業株価指数先物取引
次の(a)及び(b)に定める額の合計額
- (a) 当社が当該月に引き受けた債務について、取引数量につき、1取引単位当たり20円を乗じた額
- (b) 当該月における最終決済に係る数量に1取引単位当たり57円を乗じた額
- b 指定市場開設者が定める東証株価指数先物取引におけるミニ取引、S&P/TOPIX150先物取引、TOPIX Core30先物取引及び東証REIT指数先物取引
次の(a)及び(b)に定める額の合計額
- (a) 当社が当該月に引き受けた債務について、取引数量につき、1取引単位当たり2円を乗じた額
- (b) 当該月における最終決済に係る数量に1取引単位当たり6円を乗じた額
- (6) 業務方法書第3条第2項第7号に掲げる取引
次のa及びbに定める額の合計額

- a 当社が当該月に引き受けた債務について、取引数量につき、1取引単位当たり10円を乗じた額
 - b 当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量に1取引単位当たり10円を乗じた額
- (7) 業務方法書第3条第2項第8号から第10号までに掲げる取引
次のa及びbに定める額の合計額
- a 当社が当該月に引き受けた債務の額(有価証券の引渡債務にあつては、引渡しに係る有価証券の数量に指定証券金融会社が定める貸借値段を乗じた額とする。)に万分の0.0135を乗じた額
 - b 当社が当該月に引き受けた債務の件数に2円95銭を乗じた額。ただし、第1号a(a)ただし書に規定する場合に該当した場合は、次のイからハまでに定める額の合計額とする。
 - イ 当該月に引き受けた債務の件数のうち50万件以下の件数につき2円95銭を乗じた額
 - ロ 当該月に引き受けた債務の件数のうち50万件を超え150万件以下の件数につき2円95銭を乗じた額に0.97を乗じた額
 - ハ 当該月に引き受けた債務の件数のうち150万件を超える件数につき2円95銭を乗じた額に0.95を乗じた額

(固定手数料)

第2条の2 清算参加者は、固定手数料を、当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する固定手数料(月額)は、次の各号に掲げる清算参加者について、当該各号に定める額とする。

- (1) 現物清算資格を有する清算参加者
13万円
- (2) 有価証券オプション清算資格、国債先物等清算資格又は指数先物等清算資格のいずれか一以上を有する清算参加者
10万円

(決済に係る手数料)

第3条 清算参加者は、DVP対象有価証券の当社における清算約定の決済について、当社が保管振替機構に対し支払う手数料額(以下「決済に係る手数料」という。)を、当社に納入しなければならない。

2 決済に係る手数料は、保管振替機構が定める当社の決済に係る振替に関する振替手数

料として、保管振替機構がその参加者ごとに算出した額とする。

- 3 当社は、DVP対象有価証券の当社における清算約定の決済に関し当社が保管振替機構に対し支払いを行った手数料について保管振替機構から割戻しを受けた場合には、決済に係る手数料の割戻しとして、当社が保管振替機構から割戻しを受けた額に相当する額として当社がその都度定める額を、当社が定めるところにより清算参加者に支払うものとする。

(建玉の移管に係る手数料)

第3条の2 業務方法書第73条の35第1項の規定により建玉の移管が行われた場合には、当該建玉の移管を受ける清算参加者(非清算参加者である場合は、当該非清算参加者の指定清算参加者。)は、建玉の移管に係る建玉数量に5円を乗じた額を当社に納入しなければならない。

- 2 業務方法書第73条の35第5項の規定に基づき他社清算参加者が建玉の移管に係る当社の承認を得た場合には、当該他社清算参加者は、当該建玉の移管に係る建玉数量に5円を乗じた額を当社に納入しなければならない。

(銘柄管理手数料)

第4条 指定市場開設者は、銘柄管理手数料を、当社に納入しなければならない。

- 2 前項に規定する銘柄管理手数料(月額)は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 業務方法書第3条第2項第1号に掲げる取引

次のa及びbに掲げる銘柄について、当該a及びbに定める額の合計額

- a 内国株券、内国転換社債型新株予約権付社債券又は国債証券に係る銘柄(発行日取引に係るものを除く。)

月末(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における各指定市場開設者の当該銘柄に係る上場銘柄数(当社による債務の引受けの対象となる上場有価証券の銘柄数をいう。次のbにおいて同じ。)をすべての指定市場開設者について合計した銘柄数に4,500円を乗じて得た額を、当該月の直前の6月末日又は12月末日からさかのぼって6か月間におけるこれらの銘柄に係る各指定市場開設者が開設する金融商品市場における売買代金(当該金融商品市場における有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係るものを除く。)に応じて按分した額。ただし、当該額が5万円を下回る場合は、5万円とする。

- b 前aの銘柄以外の銘柄

月末における各指定市場開設者の当該銘柄に係る上場銘柄数に4,500円を乗じて得た額

(2) 業務方法書第3条第2項第3号から第7号までに掲げる取引

次のaからeに掲げる銘柄について、当該aからeまでに定める額の合計額

- a 業務方法書第3条第2項第3号に掲げる取引に係る銘柄
月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象有価証券の銘柄数（限月取引が設定されていないものを除く。）に6万円を乗じて得た額
- b 業務方法書第3条第2項第4号に掲げる取引に係る銘柄
月末における各指定市場開設者の当該取引に係る標準物及び標準物の価格の数（限月取引が設定されていないものを除く。）に6万円を乗じて得た額
- c 業務方法書第3条第2項第5号に掲げる取引に係る銘柄
月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象国債証券先物取引に係る標準物の数（限月取引が設定されていないものを除く。）に6万円を乗じて得た額
- d 業務方法書第3条第2項第6号に掲げる取引に係る銘柄
月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象指数（複数の取引単位が設定されている対象指数については設定されている取引単位の種類）の数（限月取引が設定されていないものを除く。）に6万円を乗じて得た額
- e 業務方法書第3条第2項第7号に掲げる取引に係る銘柄
月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象指数の数（限月取引が設定されていないものを除く。）に6万円を乗じて得た額

(新規商品取扱手数料)

第5条 指定市場開設者は、当該指定市場開設者からの要請による清算対象取引の追加その他の制度変更等のために当社が負担する一時費用相当額としての新規商品取扱手数料を、当社に納入しなければならない。ただし、当該制度変更等から1か年以内に同様の制度変更等が行われる場合における新規商品取扱手数料については、当社がその都度定める。

(手数料の納入時期等)

第6条 第2条から第4条までに規定する手数料の当社への納入の日は、毎月20日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とし、前月分を、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

2 前条に規定する新規商品取扱手数料の当社への納入の日は、当社がその都度定めるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成15年1月14日から施行する。
- 2 平成15年1月分の銘柄管理手数料に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「4,500円を乗じて得た額」とあるのを「4,500円を乗じて得た額に平成15年1月の全営業日の日数に占める同年1月14日以降の営業日数の割合を乗じて得た額」とする。
- 3 平成15年1月分の清算手数料に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「毎月の」とあるのは「平成15年1月14日から同年1月末日までに成立した指定有価証券市場における」とする。この場合において、発行日取引に係る同項第1号の売買代金については、当社が債務の引受けを行うものであって平成15年1月末日までに成立したものの売買代金とし、平成15年1月10日以前に成立した指定有価証券市場における売買であって同年1月14日以降当社が債務の引受けを行うものに係る売買代金を含むものとする。
- 4 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、この規則を適用する。
- 5 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、この規則を適用する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月27日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年11月4日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。
- 2 平成16年2月分の清算手数料に関する第2条第2項第2号から第6号までの規定の適用については、業務方法書平成16年2月2日改正付則第6項の規定に基づき引き受けた債務は対象としないものとする。

付 則

この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年8月1日から施行し、同年4月1日以降の決済に係る手数料から適用する。ただし、清算参加者は、同年4月1日から当社が定める日までに行われた決済については、改正前の第3条第2項に規定する決済に係る手数料の額に相当する額を当社に納入するものとする。
- 2 当社は、前項ただし書の規定に基づき清算参加者から当社に納入された決済に係る手数料の額に相当する額が改正後の第3条第2項に規定する決済に係る手数料の額を超過した場合には、当該超過額を、当社が定めるところにより、清算参加者に返戻するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、当社が定める日から施行する。
- 2 平成16年12月分から平成17年6月分までの銘柄管理手数料に関する第4条第2項第1号aの規定の適用については、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場における売買代金を株式会社ジャスダック証券取引所における売買代金とみなす。
(注)第1項の「当社が定める日」は平成16年12月13日。

付 則

この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年1月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 第2条第2項第1号及び第7号並びに第2条の2第2項の規定については、この改正規定施行の日から平成19年9月30日までの間においては、第2条第2項第1号中「0.04」とあるのは「0.052」と、「2円95銭」とあるのは「1円」と、「4毛」とあるのは「5毛2系」と、同項第7号中「0.0135」とあるのは「0.0145」と、「2円95銭」とあるのは「1円」と、第2条の2第2項中「13万円」とあるのは「5万円」とし、平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間においては、第2条第2項第1号中「0.04」とあるのは「0.046」と、「2円95銭」とあるのは「2円」と、「4毛」とあるのは「4毛6系」と、同項第7号中「0.0135」とあるのは「0.014」と、「2円95銭」とあるのは「2円」と、第2条の2第2項中「13万円」とあるのは「9万円」とする。
- 3 第2条の2第2項第1号の規定は、当分の間、第2条第2項第1号及び第7号に基づき算出される清算手数料の合計額が26万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年1月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年6月16日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年3月23日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、当社が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日から平成22年9月30日までの間、改正後の第2条第2項第5号aに掲げる取引に係る清算手数料(月額)の算出においては、改正後の同号a(a)

に定める額から、当社が当該月に引き受けた債務について、取引数量につき、1取引単位当たり2円を乗じた額を減じ、改正後の同号a(b)に定める額から、当該月における最終決済に係る数量に1取引単位当たり6円を乗じた額を減じる。

3 第2条の2第2項第2号の規定については、この改正規定施行の日から平成22年9月30日までの間においては、同号中「10万円」とあるのは「3万円」と、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの間においては、同号中「10万円」とあるのは「6万円」とする。

4 第2条の2第2項第2号の規定は、当分の間、第2条第2項第2号から第6号までに基づき算出される清算手数料の合計額が20万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。

(注)第1項の「当社が定める日」は平成21年11月1日。